

# 特別養護老人ホーム大谷荘

## 利用料金表

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用に係る自己負担額、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

|                                    | 負担割合   | 要介護1        | 要介護2    | 要介護3       | 要介護4    | 要介護5    |
|------------------------------------|--|-------------|---------|------------|---------|---------|
| ①<br>サービス利用<br>に係る自己負担額<br>(1割負担分) | 1割負担   | 646 円       | 714 円   | 785 円      | 853 円   | 920 円   |
|                                    | 2割負担   | 1,292 円     | 1,428 円 | 1,570 円    | 1,706 円 | 1,840 円 |
|                                    | 3割負担   | 1,938 円     | 2,142 円 | 2,355 円    | 2,559 円 | 2,760 円 |
|                                    | 上記日額には次の加算が含まれています。<br>( )内は(2割負担、3割負担)の場合<br>●個別機能訓練加算 <u>12 円/日</u> (24 円/日、36 円/日)<br>●精神科医療養指導加算 <u>5 円/日</u> (10 円/日、15 円/日)<br>●日常生活継続支援加算 <u>36 円/日</u> (72 円/日、108 円/日)<br>●看護体制加算(I) <u>4 円/日</u> (8 円/日、12 円/日)<br>●夜勤職員配置加算 <u>16 円/日</u> (32 円/日、48 円/日)<br><br>別途、月単位で加算されるもの。<br>●介護職員処遇改善加算 <u>8.3%/月</u><br>1～3割負担分の1ヶ月分の合計の8.3%が別途加わります。<br>●特定処遇改善加算I <u>2.7%/月</u><br>1～3割負担分の1ヶ月分の合計の2.7%が別途加わります。 |             |         |            |         |         |
| ②<br>食費に係る<br>自己負担額                | 利用者負担額第1段階   | 300 円       |         |            |         |         |
|                                    | 利用者負担額第2段階   | 390 円       |         |            |         |         |
|                                    | 利用者負担額第3段階   | 650 円       |         |            |         |         |
|                                    | 上記以外の方   | 1,392 円     |         |            |         |         |
| ③<br>居住費に係る<br>自己負担額               | 利用者負担額第1段階   | 〈個室〉320 円   |         | 〈多床室〉0 円   |         |         |
|                                    | 利用者負担額第2段階   | 〈個室〉420 円   |         | 〈多床室〉370 円 |         |         |
|                                    | 利用者負担額第3段階   | 〈個室〉820 円   |         | 〈多床室〉370 円 |         |         |
|                                    | 上記以外の方   | 〈個室〉1,171 円 |         | 〈多床室〉855 円 |         |         |

次にあげる費用については、対象者のみに算定されます。

( )内は(2割負担、3割負担)の場合

- 初期加算 30 円/日 (60 円/日、90 円/日)

入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算します。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様となります。

●外泊時費用（対象者のみ） 246円/日（492円/日、738円/日）（ただし月6日限度）

外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間は（月をまたいで連続した場合は最長12日間）一日につき外泊時費用が自己負担となります。

●看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合、当施設または居宅で死亡した場合に加算されます。

|             | 料金（2割負担、3割負担）               |
|-------------|-----------------------------|
| 死亡日以前31～45日 | 72円/日（144円/日、216円/日）        |
| 死亡日以前4～30日  | 144円/日（288円/日、432円/日）       |
| 死亡日前日、前々日   | 680円/日（1,360円/日、2,040円/日）   |
| 死亡日         | 1,280円/日（2,560円/日、3,840円/日） |

30日あたりの自己負担（月単位の加算分を含む）

|             |              | 要介護1     | 要介護2     | 要介護3     | 要介護4     | 要介護5     |
|-------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 自己負担<br>個室  | 第1段階         | 40,131円  | 42,397円  | 44,741円  | 47,005円  | 49,236円  |
|             | 第2段階         | 45,831円  | 48,097円  | 50,441円  | 52,705円  | 54,936円  |
|             | 第3段階         | 65,631円  | 67,897円  | 70,241円  | 72,505円  | 74,736円  |
|             | 上記以外<br>1割負担 | 98,421円  | 100,687円 | 103,031円 | 105,295円 | 107,526円 |
|             | 上記以外<br>2割負担 | 119,951円 | 124,486円 | 129,171円 | 133,700円 | 138,162円 |
|             | 上記以外<br>3割負担 | 141,483円 | 148,283円 | 155,312円 | 162,105円 | 168,798円 |
| 自己負担<br>多床室 | 第1段階         | 30,531円  | 32,797円  | 35,141円  | 37,405円  | 39,636円  |
|             | 第2段階         | 44,331円  | 46,597円  | 48,941円  | 51,205円  | 53,436円  |
|             | 第3段階         | 52,131円  | 54,397円  | 56,741円  | 59,005円  | 61,236円  |
|             | 上記以外<br>1割負担 | 88,941円  | 91,207円  | 93,551円  | 95,815円  | 98,046円  |
|             | 上記以外<br>2割負担 | 110,471円 | 115,006円 | 119,691円 | 124,220円 | 128,682円 |
|             | 上記以外<br>3割負担 | 132,003円 | 138,803円 | 145,832円 | 152,625円 | 159,318円 |

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3年9月まで基本報酬に0.1%別途加わります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金の全額（10割分）をいったんお支払いいただきます。自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

#### ◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。 [単位：万円] (月額概数)

| 負担段階 | 対象者   |                 | 負担限度額    |     |     |
|------|---|-----------------|----------|-----|-----|
|      |   |                 | 居住費(部屋代) |     | 食費  |
|      |   |                 | 多床室      | 個室  |     |
| 第1段階 | ●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方<br>●生活保護を受給されている方     | かつ、<br>預貯金等が    | 0        | 1.0 | 1.0 |
| 第2段階 | ●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 | 単身で<br>1000万円以下 | 1.1      | 1.3 | 1.2 |
| 第3段階 | ●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方                            | 夫婦で<br>2000万円以下 | 1.1      | 2.5 | 2.0 |
| 第4段階 | ●上記以外の方   |                 | 負担限度額なし  |     |     |

☆実際の負担額は日額で設定されます。

☆負担段階の判定は保険者(市区長村等)により行われます。

#### ◇高額介護サービス費について

利用者本人又は世帯の市町村民税課税状況や所得等に応じて、介護保険の自己負担分(1割～3割負担分、介護職員処遇改善加算を除く)の1ヶ月の合計が高額サービス費の対象となり、申請により限度額を超えた分が、後から払い戻されます。

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ①特別食

利用者が特別な食事を希望する場合は出前の依頼等を行います。

利用料金：要した費用の実費

##### ②理髪・美容

理髪および美容については、利用者の希望により施設の職員が行う場合と業者が行う場合があります。

利用料金：施設職員が行う場合無料、業者が行う場合実費

##### ③預り金出納管理

利用者および身元引受人の希望により、預り金等の管理、諸費用の支払いを代行いたします。(別途「預り金管理代行契約」の締結が必要となります)

利用料金：1か月当たり 1,000円

##### ④特別の教養娯楽、レクリエーションおよび行事

通常の施設行事は無料でご参加いただくことが出来ますが、利用者が希望する教養娯楽、レクリエーションおよび行事の活動に必要な材料費等については実費をご負担いただきます。

利用料金：材料代等の実費

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

例) ティッシュペーパー、歯ブラシ、タオルケットクリーニング (月 1 回) 等

⑥予防接種費用

インフルエンザ予防接種の費用をご負担いただきます。その他の予防接種等が必要な場合は事前通知の上、費用をご負担いただく場合があります。

⑦利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等の居室料

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金